監査措置公告第６号

平成２４年６月１１日付け２４監第２１号で提出した平成２４年度工事監査（随時監査）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定に基づき公表します。

平成２４年度工事監査（随時監査）の結果に関する措置について

平成２６年3月１７日

東かがわ市監査委員　　赤　坂　　末　夫

東かがわ市監査委員　　岡　本　　憲　治

東かがわ市監査委員　　楠　田　　　敬

1　対象となる監査
平成２４年度工事監査（随時監査）

2　指摘された事項についての措置状況
(1) 平成23年度(H22繰越)市道小海馬宿川線道路改良工事について
ア　当該工事の擁壁工及び排水路工（Ｌ型水路）は現場打ち重力式コンクリートによって施工されているが、この工法以外にプレキャストＬ型擁壁による施工（排水路工は現場打ち）及び排水路一体型の鉄筋コンクリート擁壁（Ｕ型タイプ）との三つの工法が考えられ、それぞれの工法の経済性で比較設計をしていただきたい。
イ　工事実施途中において埋蔵文化財（遺跡）が発見され、請負者が限られた工期内でその調査に積極的に協力し、地元の小中学校の児童生徒たちに地域の貴重な文化財の学習と併せて道路改良工事の見学会を開催したことは評価できる。
【措置状況】
アについて、比較検討を実施した結果、現工法が経済性においても適当である。

(2) 平成23年度(22年度繰越分)東部第１処理区管渠布設(その7)工事について
ア　当該工事の第２回変更契約（平成２４年３月１５日付け工事請負変更契約）の内容について、そのほとんどが交通誘導員の増額部分となっているが、その精算変更は可能であるものの、当初設計においてできるだけ事前調査を行い精査して積算計上され、変更設計ではできるだけ増減幅が大きくならないよう今後努めていただきたい。
【措置状況】
現場での安全対策に万全を期すために、交通指導員を増員したものであり、今後、当初設計において適切に数量を計上するように努める。

(3) 平成23年度とらまる公園テニスコート改修工事について
ア　当該工事の砂入り人工芝張りの設計単価については、見積業者から徴した見積価格を比較して設計単価を設定しているが、見積価格を比較しそこから導きだされた設計単価の算定根拠を原課において十分整理しておいていただきたい。
イ　当該工事による砂入り人工芝張りコートは、硬式テニスとソフトテニスの両方が使用可能であり、利用者のプレーでの疲労感が少なくコートの水切れも良く、併せてコイン投入式照明点灯装置も設置し、市民にとっては利便性の向上が図られ利用者数も増加してきており有効性の高い効果的な工事であると評価できる。

【措置状況】

アについて、砂入り人工芝の施工実績のある３社の見積金額等を総合的に比較し、設計単価を算出している。証拠書類を設計書に添付し、算定根拠を明確にした。

以上